

2015年3月30日

～国際訴訟の円満解決をサポート～

「e-Discovery（電子情報開示）支援サービス」の開始について

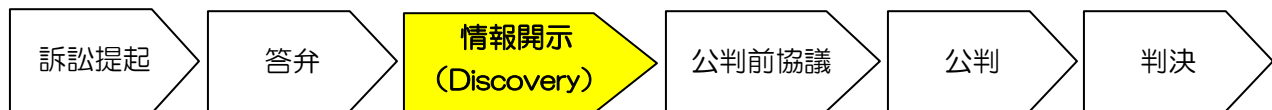
MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上火災保険株式会社（社長：柄澤 康喜）は、今般、海外PL保険（海外生産物賠償責任保険）等をご契約のお客さまを対象に、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社（社長：新田 正実）による国際訴訟の支援サービスを開始しました。本サービスは、米国等の民事訴訟での情報開示手続きにおいて、電子情報を証拠として提出する際のデータの保全・収集、分析などをサポートするものです。

経済活動のグローバル化に伴い、国際ビジネスの紛争は多様化・複雑化しており、その解決には国内外の垣根を超えた戦略的な対応が求められます。また昨今では、大企業に加えて中堅・中小企業による輸出も活況であることから、海外における日本企業のPL訴訟リスクはますます高まっています。そこで当社は、証拠開示の不備等による裁判上の制裁からお客さまを保護するとともに、国際訴訟の円満解決をサポートすべく、本サービスの導入を決定しました。

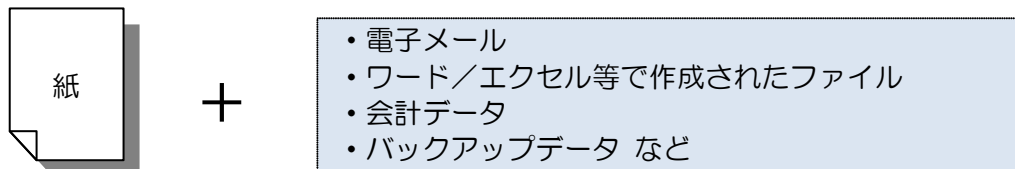
三井住友海上では、今後も、日本企業のグローバルな事業展開に貢献していきます。

1. 導入の背景

米国等の民事訴訟では、訴訟当事者はお互いに相手方の持つ情報を証拠として開示請求することができます。この手続きを「Discovery」といいます。なかでも、電子情報についての開示手続きである「e-Discovery」は、証拠収集の範囲が極めて広範囲に及ぶうえ、データの保全・収集に膨大な時間と費用がかかることから、日本企業にとって大きな負担となります。

【訴訟の流れ】**【情報開示の対象】**

訴訟に関するすべてのデータを原則開示する義務があります。PL訴訟の場合には、製品の設計・製造過程についてのデータの提出が想定されます。

**2. 「e-Discovery 支援サービス」の概要**

「e-Discovery 支援サービス」では、専門家がパソコンやサーバー等の電磁記録媒体の所在を把握し、企業内のさまざまな情報を速やかに収集します。さらに、的確な保護・保全作業を行ったうえで、訴訟に関連する文書を特定し、提出書類の作成を支援します。

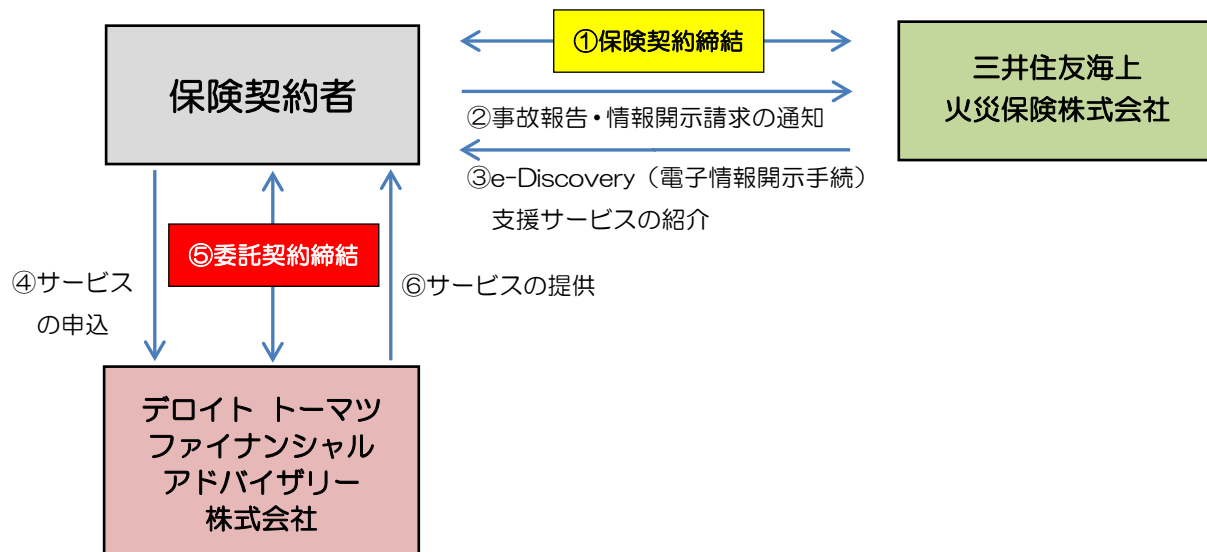
3. 対象となる契約

- 海外PL保険（海外生産物賠償責任保険）
- 英文CGL保険（英文賠償責任保険）
- アンブレラ保険（企業包括賠償責任保険）

添付別紙：e-Discovery（電子情報開示手続）支援サービスのスキーム

以上

e-Discovery（電子情報開示手続）支援サービスのスキーム



<ご参考>デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーの概要

デロイトは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッドのメンバーファームを通じて、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー（FA）サービスを提供しています。このうち日本におけるFA分野は同社が核となってサービスを提供しています。全世界150を超える国・地域のネットワークを通じ、世界最高水準の陣容をもってサービスを提供しています。

□商号：デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社

□代表者：代表取締役社長 新田 正実

□設立年月：2001年6月

□事業内容：M&Aトランザクションサービス、コーポレートファイナンシャルアドバイザーサービス、企業再生、再生支援サービス、企業価値評価サービス、不正調査、係争サポート（フォレンジック）サービス、知的財産アドバイザーサービス など

以上